

経済社会における 公認会計士の役割

東北大学
令和元年7月4日

公認会計士・監査審査会
常勤委員
松井 隆幸

構成

はじめに～公認会計士の使命と業務

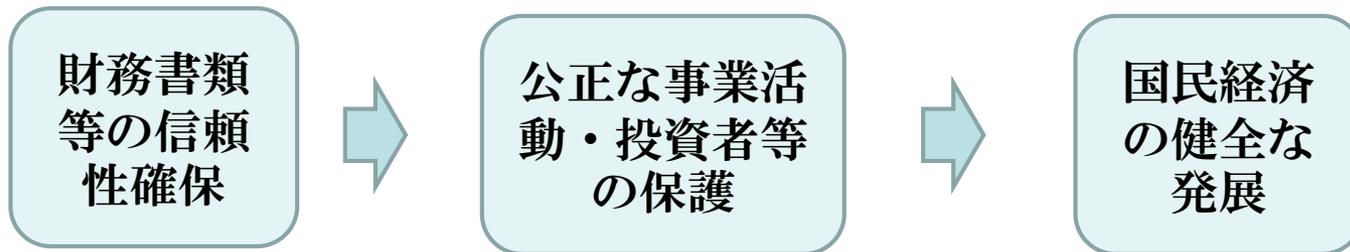
- I. 財務情報の信頼性確保における公認会計士の役割
 - II. 公認会計士に係わる制度
 - III. 拡大する公認会計士の活躍領域
- おわりに

はじめに

～公認会計士の使命と業務

- 公認会計士の使命（公認会計士法第1条）

「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」



はじめに

～公認会計士の使命と業務

- 使命を達成するため、公認会計士は「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をする」（公認会計士法第2条1項）ことを業務としています。
- 加えて、公認会計士の名称を用いて「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調整をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる」（公認会計士法第2条2項）業務をすることもできます。

はじめに

～公認会計士の使命と業務

- 公認会計士は、会計及び監査の専門家です。
- 会計・監査の専門家であることを、公的な資格により認められています。
- 監査により、財務書類等の情報の信頼性を確保することを役割としています。
- それを通し、経済社会の健全な発展に寄与します。
- 信頼できる財務情報は、経済活動を行うために不可欠です。会計・監査の専門家は、多様な領域で必要とされます。

I

財務情報の信頼性確保における公認会計士の役割

1. 情報の必要性
2. 情報の信頼性確保
3. 監査人の必要条件



金融庁『基礎から学べる金融ガイド』平成28年、金融庁、21頁。

I -1 情報の必要性

- 株式会社は、設備投資等に必要な資金を調達するため、株式や社債を発行し、投資者や債権者に売却します。
 - － 大規模な企業が株式会社形態をとるのは、大量に資金を調達するために適した形態だからです。
- 投資者等は、購入後、株式や債券を自由に売買できなければ、購入することは困難になります。
- 株式会社が株式等を発行・売却して資金調達し、また投資者等が株式等を売買する《場》が資本市場です。

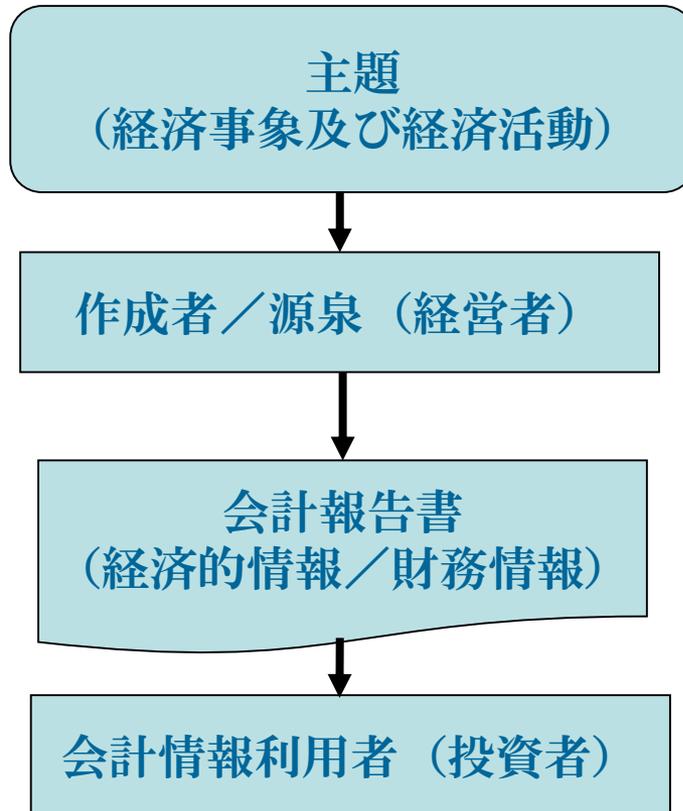
I-1 情報の必要性

- 資本市場で株式を売買しようとする人たち（投資者；株式を購入すれば、株主になります）は、当該株式会社に関する財務情報等に基づいて、売買に関する意思決定を行います。
- そのため、投資者等は、株式会社に関する情報を必要とします。
 - － 投資者等は、情報に基づき、収益力の高い、より資金を効率的に活用する株式会社を選択して投資しようとしています。
 - － その結果、収益力の高い、効率的な会社が有利に資金調達できるようになることを通して、適切な資源配分が実現します。

I -1 情報の必要性

- 資本市場を司る法律が金融商品取引法です。
- 金融商品取引法では、有価証券届出書（目論見書）や有価証券報告書、四半期報告書において、財務諸表等の開示を求めています。
 - － 有価証券報告書等の開示書類は、EDINET（Electronic Disclosure for Investor's Network）で入手できます。
- 投資者に有用な財務情報が提供されることにより、資本市場は活発化して有望な株式会社の資金調達が可能になり、経済は発展するのです。

I -2 情報の信頼性確保



投資者（株主等）は、次の2つの判断をする必要があります。

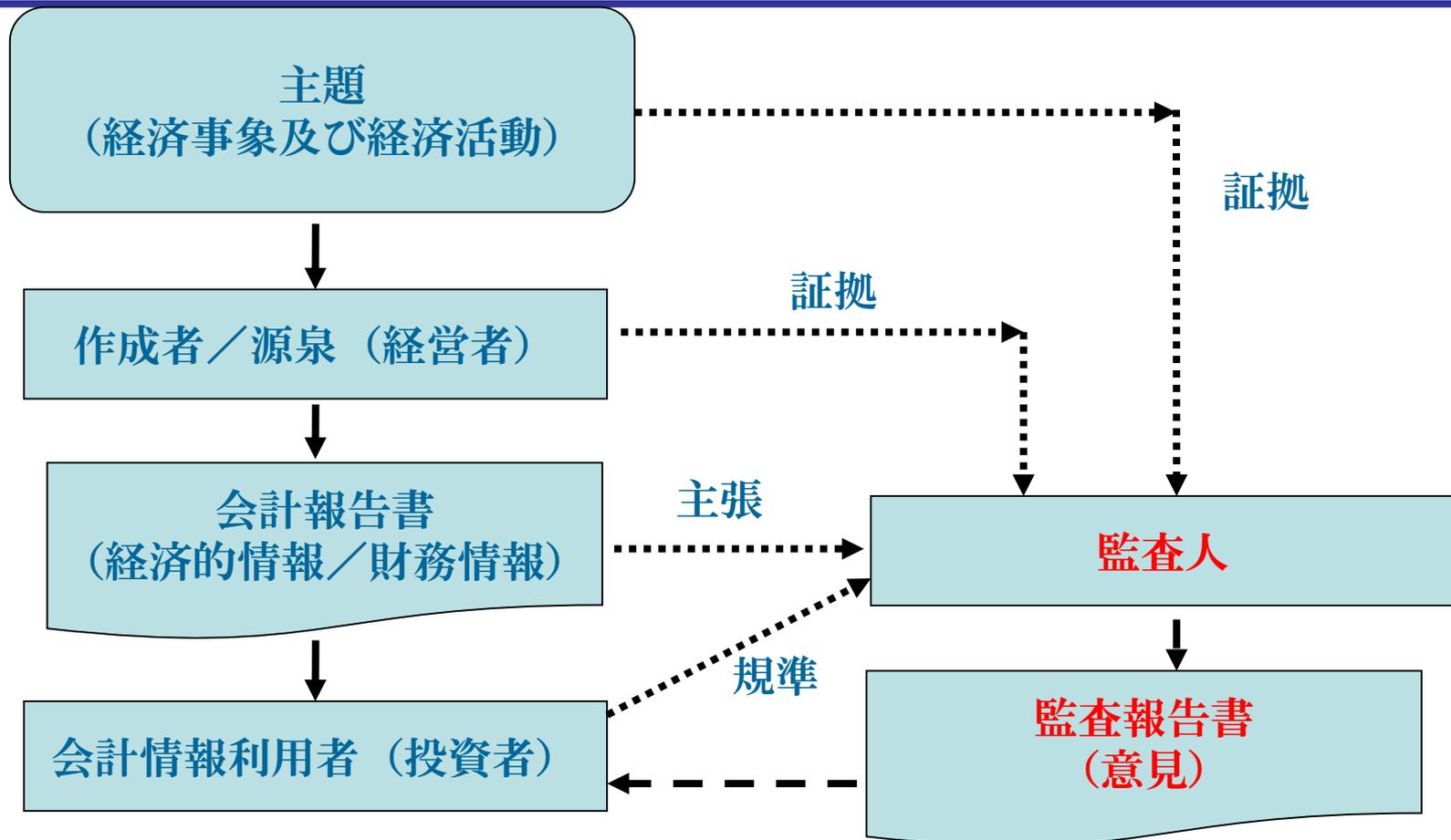
- ① 情報内容の解釈
- ② 情報の質（信頼性）の評価

鳥羽至英（訳）『基礎的監査概念』国元書房、昭和57年、18頁。用語を一部追加。

I -2 情報の信頼性確保

- 財務情報は、経済活動を行う株式会社の経営者が作成します。
- 情報の利用者である投資者は、当該株式会社について、経営者のような詳細な情報は持っていません。また、会計などについての知識も、十分に持っていないことが多いといえます。
- こうした中で、経営者には、不都合な情報は隠したい、あるいは状況を実際よりも良く見せたいという誘惑が生じることもあります。
- 投資者は、**情報の質（信頼性）**を判断することができるとはでしょうか？

I -2 情報の信頼性確保



鳥羽至英 (訳) 『基礎的監査概念』 国元書房、昭和57年、22頁。用語を一部追加。

I -2 情報の信頼性確保

- 情報が信頼できなければ、株式を購入する、すなわち投資をしようという人は、少なくなるでしょう。
- 一方、投資者自身で情報の信頼性を確かめることは困難です。
- しかし、投資を促進して、会社の資金調達を容易にしなければ、経済は発展しません。そのため、情報の信頼性を確保することは必要不可欠です。
- この問題を解決するには、経営者と投資者の間に立つ人（監査人）が情報の信頼性を確かめ、結果を投資者に伝えるようにすればよいのです。

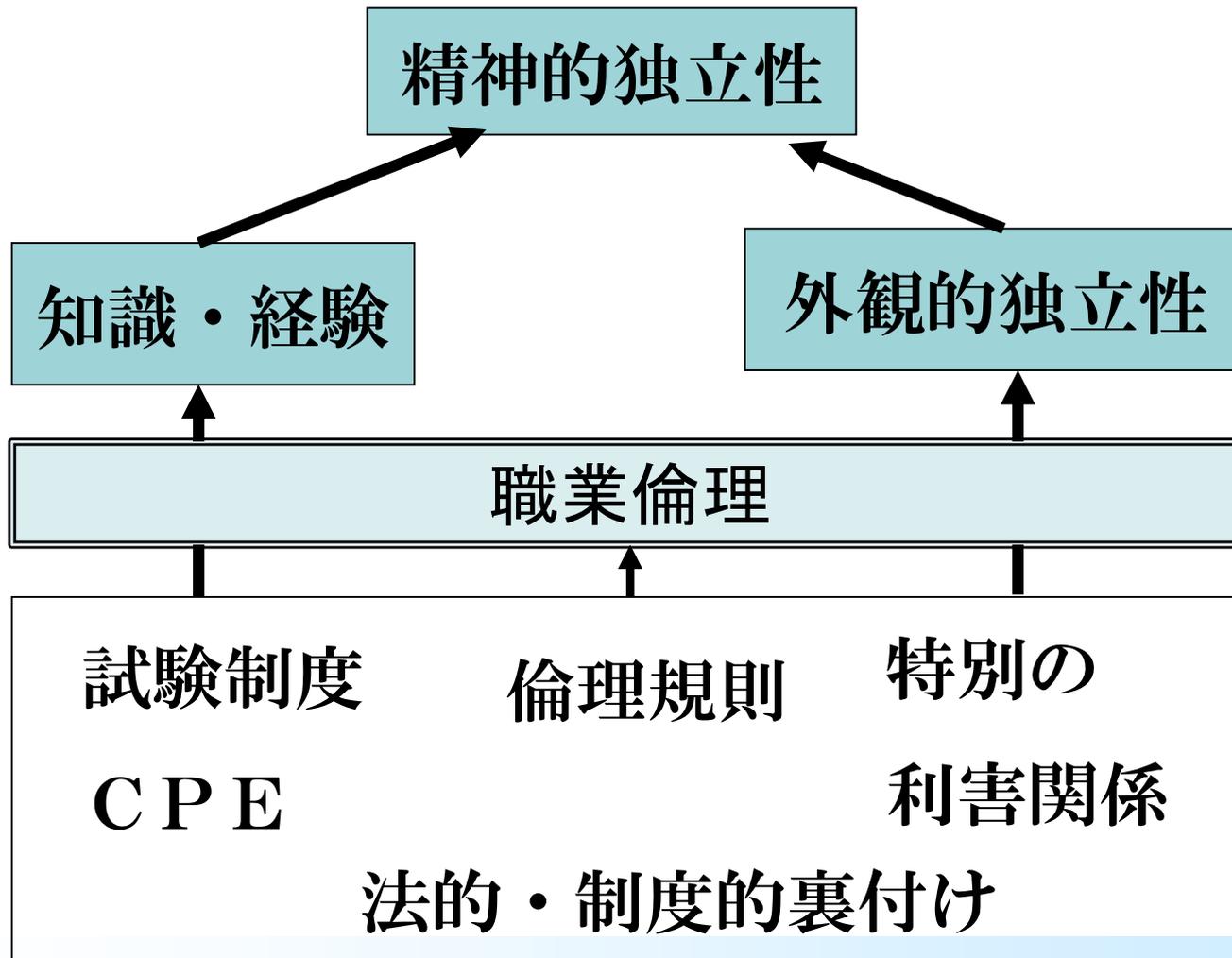
I -2 情報の信頼性確保

- 金融商品取引法では、有価証券届出書や有価証券報告書、四半期報告書に記載される財務諸表や四半期財務諸表に対して、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けるように求めています。（第193条の2第1項）
 - － 四半期財務諸表に対する監査証明は、四半期レビューとよばれています。
- 加えて、財務情報の作成プロセスの管理状況について報告する内部統制報告書に対しても、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けるように求めています。（第193条の2第2項）

I -2 情報の信頼性確保

- 公認会計士は、監査の実施を通し、資本市場の活性化、ひいては国民経済の発展に不可欠な、財務情報の信頼性を確保するために、中心的な役割を担っています。
- 公認会計士は、経済社会における基盤として、**公共の利益に貢献**しているのです。

I -3 監査人の必要条件

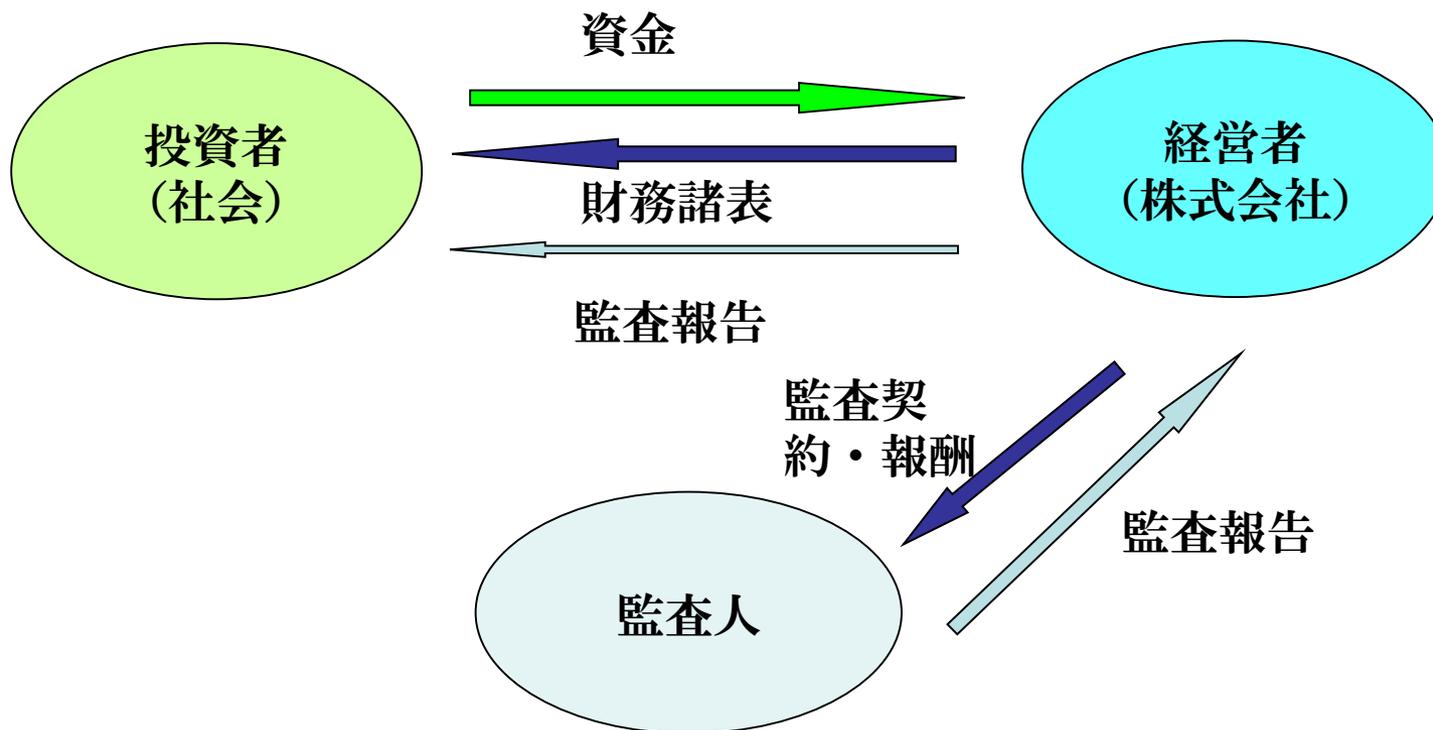


I -3 監査人の必要条件

- 財務諸表の監査を実施する監査人は、会計や監査及び関連する諸領域に関する相当の**専門的知識**と**実務経験**を備える必要があります。
- だからこそ、金融商品取引法等では、公認会計士のみならず、監査業務の実施を認めているのです。
- 会計や監査を取り巻く環境は、資本市場の変化、株式会社等の大規模化や複雑化、技術の進歩等により大きく変化しています。
- 公認会計士は、これらの変化に対応して、専門的知識をアップデートして能力を維持・研鑽し、実務経験を積む必要があります。

I-3 監査人の必要条件

財務諸表の監査の構図



I-3 監査人の必要条件

- 財務諸表の監査は、投資者に信頼しうる財務情報を提供するために行われるのですが、監査報酬は経営者側から支払われる関係にあります。
- 公認会計士は、この構図の中で監査を実施しますから、公共の利益の観点から、常に公正な判断を下すことができるように、高度の倫理観を備え、精神的に独立であることが必要です。
- さらに、精神的に独立であることに影響を及ぼすような利害関係を持たず、また持っているかのような疑いを招かないことも重要です（外観的独立性）。

Ⅱ 公認会計士に係わる制度

1. 適格性と独立性の保持
2. 公認会計士試験制度
3. 監査法人
4. 監査品質を確保する制度



日本公認会計士協会『CPA
2016年版』23頁

Ⅱ-1 適格性と独立性の保持

- I-3で述べた必要条件を備えた人が公認会計士となるように、さまざまな制度があります。
- 公認会計士の職責（公認会計士法第1条の2）
「公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の習得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」
- 公認会計士は、専門家として業務を行う前提として、品位を保持したうえで、公正・誠実であることが求められます。（**職業倫理**）
- 日本公認会計士協会は、会員が遵守すべき倫理の規範として、**倫理規則**を定めています。

Ⅱ-1 適格性と独立性の保持

- Ⅱ-2で述べる公認会計士試験制度は、相当の知識及び経験を有する者だけが公認会計士となることを保証する制度です。
- 加えて、会計や監査を取り巻く環境の変化に対応できるように、公認会計士としての資質の維持・向上を支援するため、日本公認会計士協会会員に対して義務付けられている**継続的専門研修**（Continuing Professional Education）制度があります。

Ⅱ-1 適格性と独立性の保持

- 金融商品取引法では、監査対象である会社と「**特別の利害関係のない**公認会計士又は監査法人」が監査をするように求めています。
- 公認会計士法等は、特別の利害関係に相当する身分的・経済的関係を規定し、そのような関係にある公認会計士等が監査人となることを禁じています。
- これにより、外観的独立性を欠く者が監査人となることを防いでいます。

Ⅱ-2 公認会計士試験制度

- (参考資料) 「目指せ、公認会計士！」参照。
- 公認会計士法第5条は、公認会計士試験の目的と方法について、次のように規定しています。
 - － 「公認会計士試験は、公認会計士になろうとす
る者に必要な学識及びその応用能力を有するかど
うかを判定することを目的とし、短答式及び論文
式による筆記の方法により行う。」
- 公認会計士・監査審査会は、公認会計士試
験の実施を担う機関です。

Ⅱ-2 公認会計士試験制度

- 短答式試験と論文式試験は独立の試験ではなく、役割を分担しつつ、受験者の学識と応用能力を判定します。
- 短答式試験は、受験者が論文式試験を受験するために必要な**専門的知識**を備えているかを判定するための試験です。
- したがって、審査会が公表している「出題範囲の要旨」に沿って、偏りなく基礎力を確かめる問題や基本的な事項の理解を問う問題が出題されます。
 - － 会計専門職大学院を修了した者は、短答式試験のうち、「財務会計論」「管理会計論」「監査論」が免除されます。

Ⅱ-2 公認会計士試験制度

- 論文式試験は、受験者が必要な専門的知識を有しているという前提で、受験者の思考力、判断力、**応用能力**、論述力等を評価することに重点をおきます。
- そのため、短答式試験のある科目の「出題範囲の要旨」では、論文式試験の出題範囲を短答式試験よりも絞り込んでいます。
- 会計学、監査論、企業法、租税法及び民法については、法令集を受験時に配布し、試験を実施しています。

Ⅱ-2 公認会計士試験制度

- 短答式試験

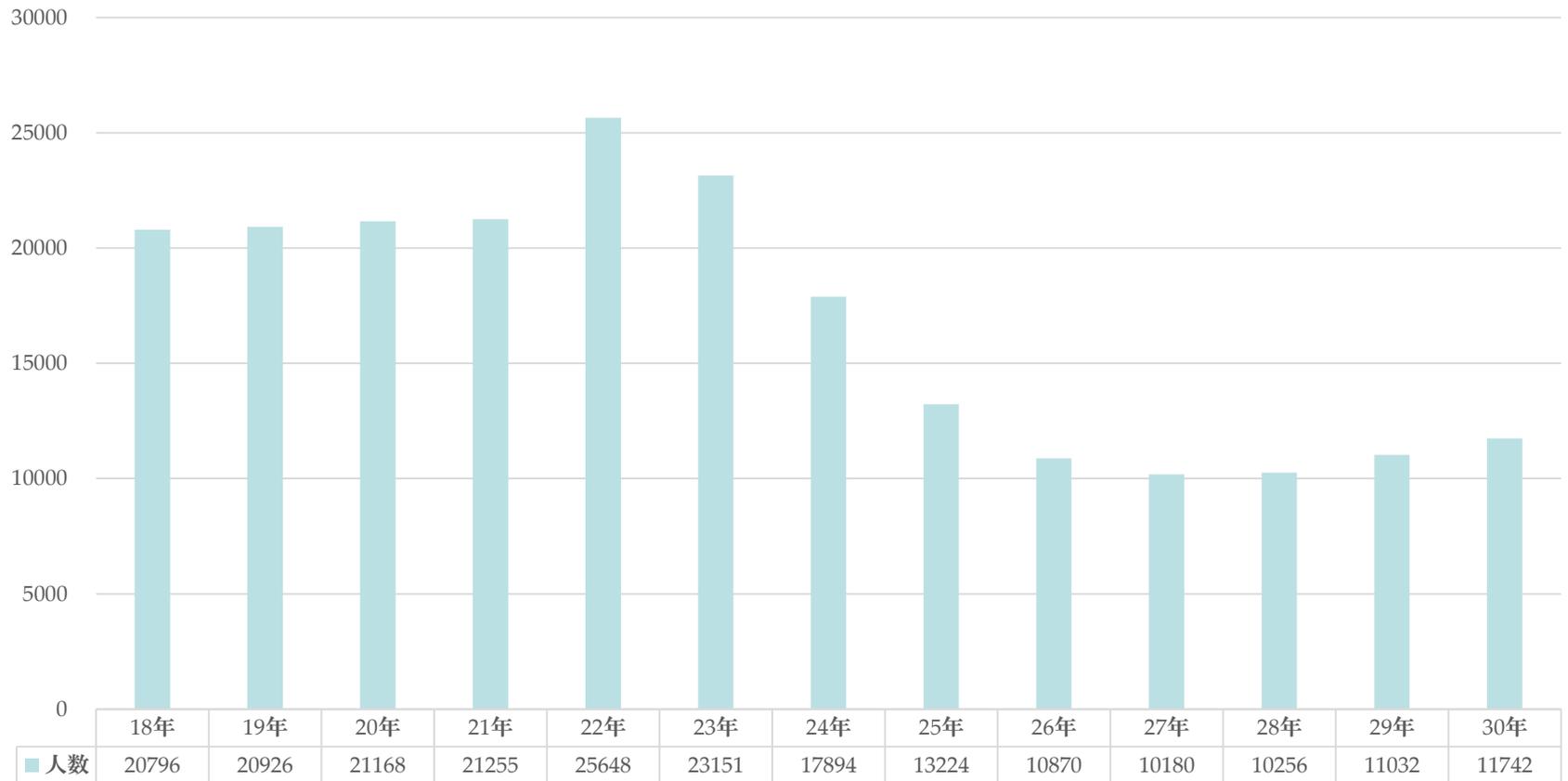
科目	試験時間	問題数	配点
財務会計論	120分	40問以内	200点
管理会計論	60分	20問以内	100点
監査論	60分	20問以内	100点
企業法	60分	20問以内	100点

- 論文式試験

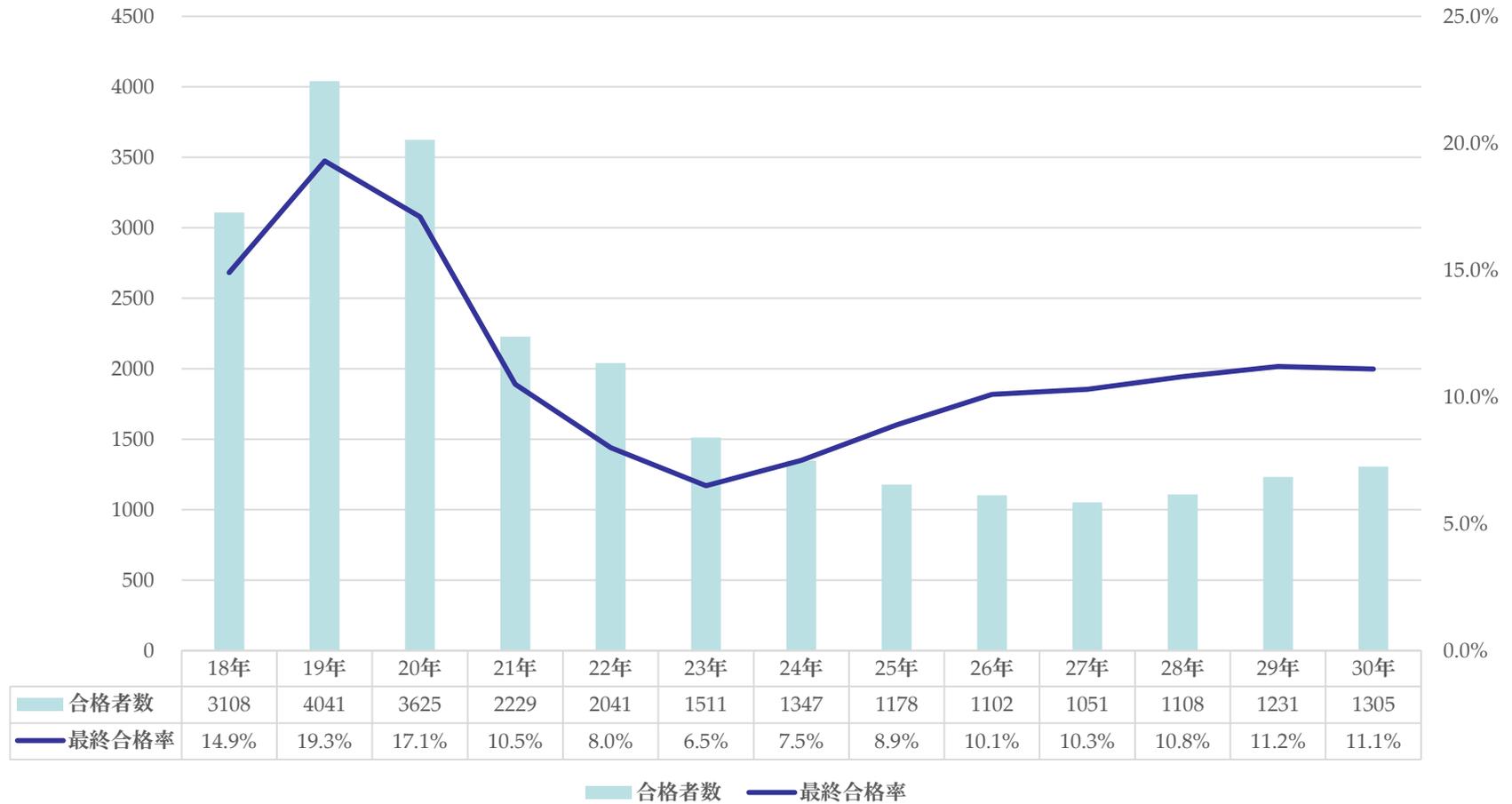
科目	試験時間	問題数	配点
会计学	300分	大問五問	300点
監査論	120分	大問二問	100点
企業法	120分	大問二問	100点
租税法	120分	大問二問	100点
選択科目	120分	大問二問	100点

Ⅱ-2 公認会計士試験制度

願書提出者数



Ⅱ-2 公認会計士試験制度



Ⅱ-2 公認会計士試験制度

- 平成27年まで、願書提出者は5年連続、合格者は8年連続して減少してきましたが、平成28年、わずかですが増加に転じました。
- 平成29年、平成30年と増加の傾向は継続しました。
- 令和元（平成31）年の第1回及び第2回の短答式試験の願書提出者も、平成30年と比較して増加しました。
 - － 第1回の願書提出者 8,515人
(対前年比 +142人)
 - － 第2回の願書提出者 9,531人
(対前年比 +738人)
- 若年層の合格者が増加してる点も注目されます。平成30年では、20歳～25歳の合格者が合格者全体の約60%を占めています。

Ⅱ-2 公認会計士試験制度

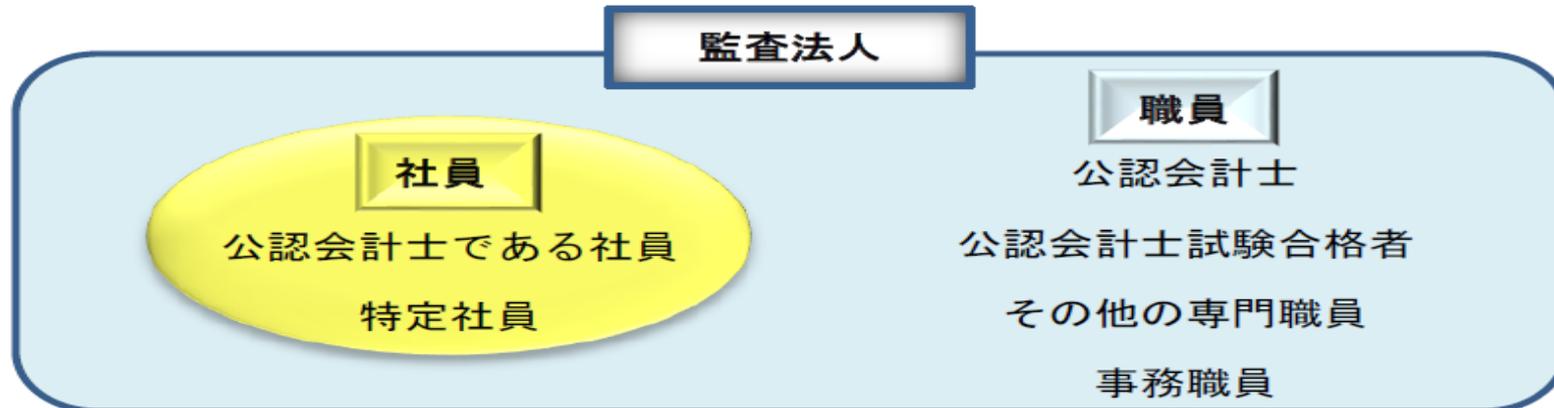
- 試験合格者は、多くの場合、監査法人に就職します。
- ここ数年、試験合格者の就職状況は、いわゆる売り手市場になっています。20歳代の合格者は、ほとんどの場合、希望すれば大手監査法人に採用されたと聞いています。
- 準大手監査法人や中小監査法人では、いかにして合格者を確保するかが重要な経営課題となっています。

Ⅱ-3 監査法人

- 監査法人とは、財務書類に関する監査業務を組織的に行うことを目的として、公認会計士が共同して、公認会計士法に基づいて設立した法人です。
 - － 監査法人は、出資社員（5名以上の公認会計士を含まなければならない）が共同して定款を定め、事務所所在地に設立登記し、内閣総理大臣への届出を行うことにより、設立されます。
 - － 監査事務所には、監査法人のほか、共同事務所や個人事務所が含まれますが、大企業の監査は、多くの場合、監査法人により行われています。
- 監査法人制度は、昭和41年、監査対象である株式会社等の大規模化・多角化にともない、監査人側も組織化するために導入されました。
- 監査法人は、平成30年3月末時点で229法人ありますが、上場会社の監査の多くは、大手監査法人及び準大手監査法人が担っています。

Ⅱ-3 監査法人

図表 I-2-2 <監査法人の人員構成イメージ>



	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
社員数	100 人超	～100 人	～30 人
常勤職員数	2,500 人超	～600 人	～50 人

(注) 池田唯一=三井秀範監修 『新しい公認会計士・監査法人監査制度—公正な金融・資本市場の確保に向けて— (第一法規、平成 21 年) 55 ページの図を参考に、審査会作成。

公認会計士・監査審査会『平成30年版 モニタリングレポート』
平成30年、13頁より抜粋。

Ⅱ-3 監査法人

図表 I-2-3 <大手監査法人の職階イメージ>

	スタッフ	シニア スタッフ	マネージャー	シニア マネージャー	パートナー
役割	上位者の指導・監督のもと、監査業務の実作業を行う職員。経験に応じ中小規模被監査会社		監査業務全般の統括や大規模被監査会社の監査現場を統括する職員		法人の経営に 関与する 社員
求められる スキル	監査実務及び、会計・監査に関する専門知識の習得		スタッフの指導・育成や被監査会社との調整等の業務管理能力、問題解決能力		責任者として 高度な能力
主な 研修	会計監査年次研修・不正対応研修・グローバル関連研修等				
	監査手続関連研修等		マネジメント研修・専門領域別研修等		

公認会計士・監査審査会『平成30年版 モニタリングレポート』
平成30年、14頁より抜粋。

Ⅱ-3 監査法人

図表Ⅲ-1-11 <大手監査法人における監査チームの役割の事例>

		職階	主な役割
監査責任者 3名		パートナー	監査業務全体の統括、被監査会社の経営陣とのコミュニケーション
監査補助者	公認会計士 A	マネージャー	監査チームの統括、財務諸表監査業務の統括
	公認会計士 B	マネージャー	内部統制監査業務の統括
	公認会計士 C	マネージャー	海外構成単位の監査業務の統括
	公認会計士 29名	シニア	重要な監査領域の監査手続
	その他の監査補助者 (公認会計士試験合格者等) 31名	スタッフ	内部統制の整備運用評価手続、全般的な監査手続
	その他の監査補助者 (監査アシスタント) 7名	アシスタント	データ分析、事務的な証憑突合等重要な判断を伴わない作業、残高確認状の発送及び受取、監査調書の管理
	内部専門家 14名 (注2)	パートナー、マネージャー、シニア等	被監査会社の IT 統制の評価、法人税及び間接税の処理の検証、不動産評価の妥当性の検証

(注1) 被監査会社の連結売上高約 1.5 兆円、監査時間約 18,000 時間の監査チームの事例をもとに審査会で作成。

(注2) 内部専門家は必要に応じて監査チームに配置される。

Ⅱ-3 監査法人

図表Ⅲ-8-4 <大手監査法人及び準大手監査法人が所属しているグローバルネットワークの一覧>

監査法人	グローバルネットワーク
有限責任あずさ監査法人	KPMG International Cooperative (KPMG)
EY 新日本有限責任監査法人	Ernst & Young Global Limited (EY)
有限責任監査法人トーマツ	Deloitte Touche Tohmatsu Limited (DTT)
PwC あらた有限責任監査法人	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)
仰 星 監 査 法 人	NEXIA International Limited (NEXIA)
三 優 監 査 法 人	BDO International Limited (BDO)
太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人	Grant Thornton International Limited (GT)
東 陽 監 査 法 人	Crowe Global
P w C 京 都 監 査 法 人	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)

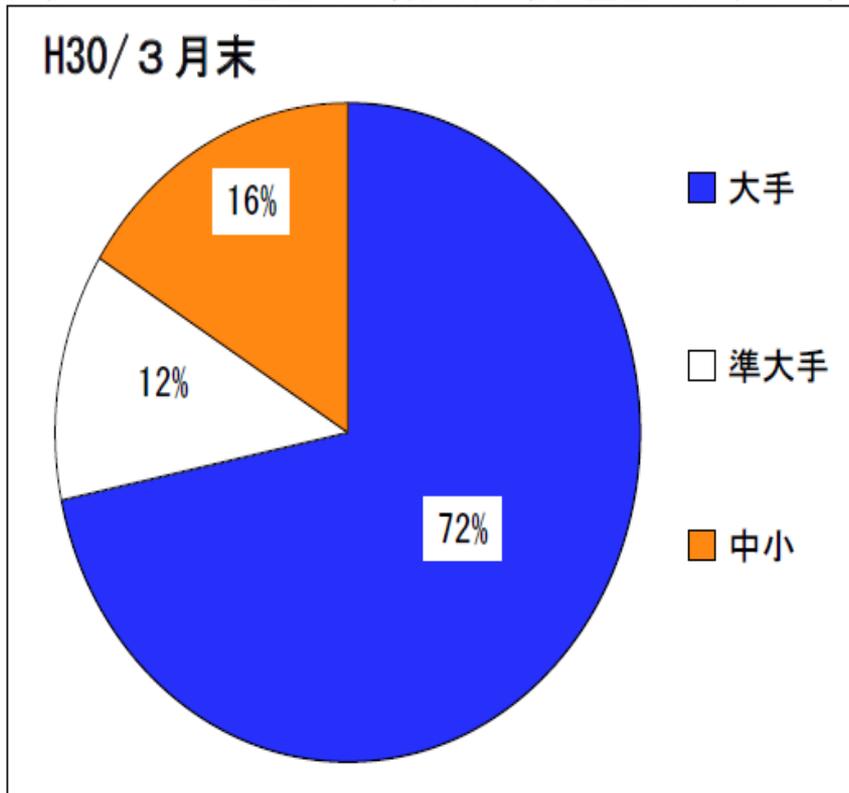
(出典) 各監査法人の公表資料 (平成30年7月2日現在)

(注) 優成監査法人は、平成30年7月2日付で太陽有限責任監査法人と合併し消滅したため、本表には含めていない。

公認会計士・監査審査会『平成30年版 モニタリングレポート』
平成30年、88頁。

Ⅱ-3 監査法人

— 図表Ⅰ-3-5 <監査人の規模別上場被監査会社数（右表の単位：社）>



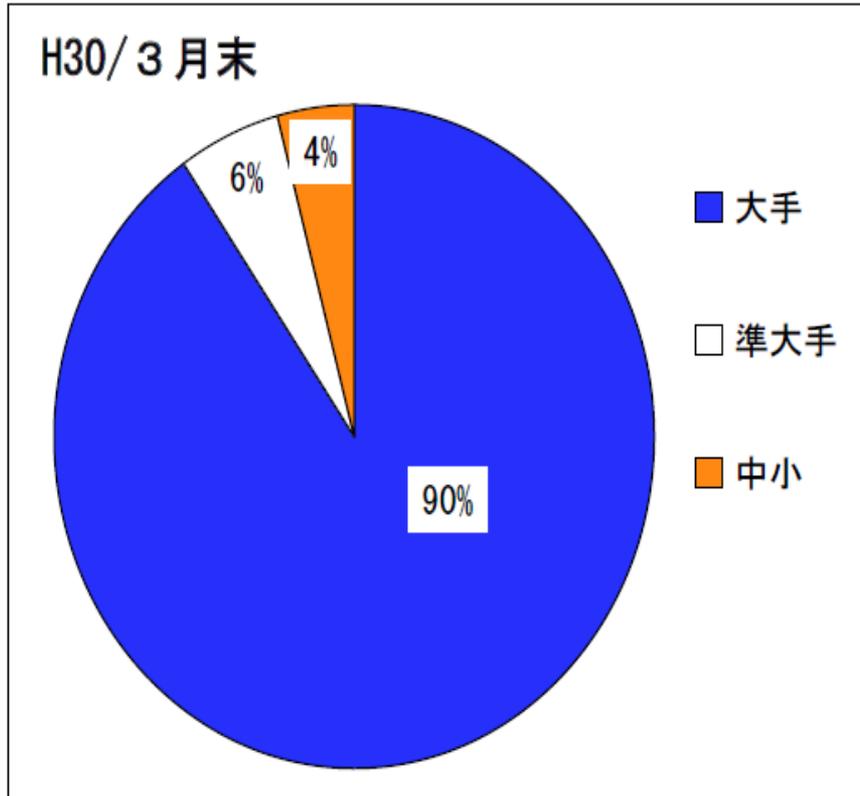
大手監査法人	2,646
準大手監査法人	449
中小規模監査事務所	595
合計	3,690

（注）大手監査法人と中小規模監査事務所とが共同監査を行っている1社については、大手監査法人が行っているものとして計上している。

公認会計士・監査審査会『平成30年版 モニタリングレポート』
平成30年、24頁。

Ⅱ-3 監査法人

- 図表Ⅱ-3-6 <監査人の規模別上場被監査会社の時価総額（右表の単位：億円）>



大手監査法人	6,101,451
準大手監査法人	371,724
中小規模監査事務所	278,092
合計	6,751,267

(注) 大手監査法人と中小規模監査事務所とが共同監査を行っている1社については、大手監査法人が行っているものとして計上している。

公認会計士・監査審査会『平成30年版 モニタリングレポート』
平成30年、24頁。

Ⅱ-3 監査法人

- グローバルに事業を展開する被監査会社を監査するには、監査人もグローバルなネットワークを持つ必要があります。
- 大手監査法人や準大手監査法人は、国際的なネットワークに所属し、ネットワークを構成するネットワーク・ファームとなっています。
- グローバル・ネットワークは、有効かつ効率的に監査業務を実施できるように、電子監査調書やリスクの高い監査領域を識別するためのデータ分析ツールなど、ITを活用した監査ツールを開発しています。

Ⅱ-4 監査品質を確保する制度

- 監査の品質を確保するため、公認会計士や監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準を遵守して監査を実施するように要請されています。
 - － 我が国では、企業会計審議会が「**監査基準**」を公表し、日本公認会計士協会が実務指針を公表しています。
 - － 我が国の資本市場では海外の投資家も多くの取引を行っていますから、監査基準は、国際的にも公正妥当と認められなければなりません。

Ⅱ-4 監査品質を確保する制度

- そのため、わが国の監査基準は、国際監査
・保証基準審議会による国際監査基準を取り
込んで策定されています。また、わが国も、
国際監査基準の策定に、積極的に関与してい
ます。
- 監査法人は、監査の基準を遵守して組
織的に監査を行うため、品質管理態勢を
整備・運用しています。
- 加えて、重層的に品質管理をチェック
する制度が構築されています。

Ⅱ-4 監査品質を確保する制度

監査チームレベル

個々の監査業務の品質管理

監査法人等のレベル

監査事務所の品質管理

業界レベル

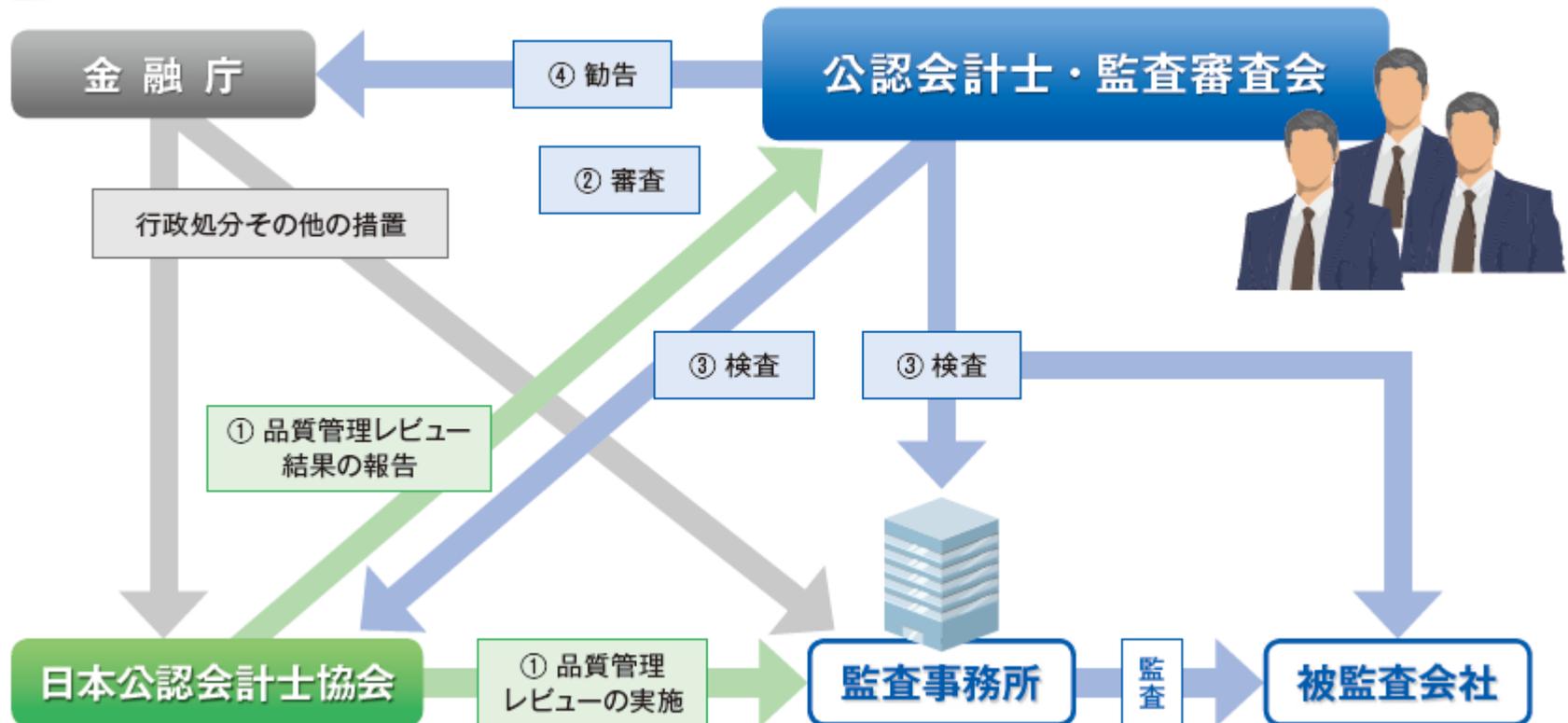
日本公認会計士協会による
品質管理レビュー

社会レベル

公認会計士・監査審査会による
審査・検査

Ⅱ-4 監査品質を確保する制度

■ 審査及び検査の概要



公認会計士・監査審査会 パンフレット 5頁。

Ⅲ 拡大する公認会計士の活躍領域

1. 求められる会計人材
2. 監査法人等の中で
3. 株式会社等の組織の中で
4. 独立した専門職業人として



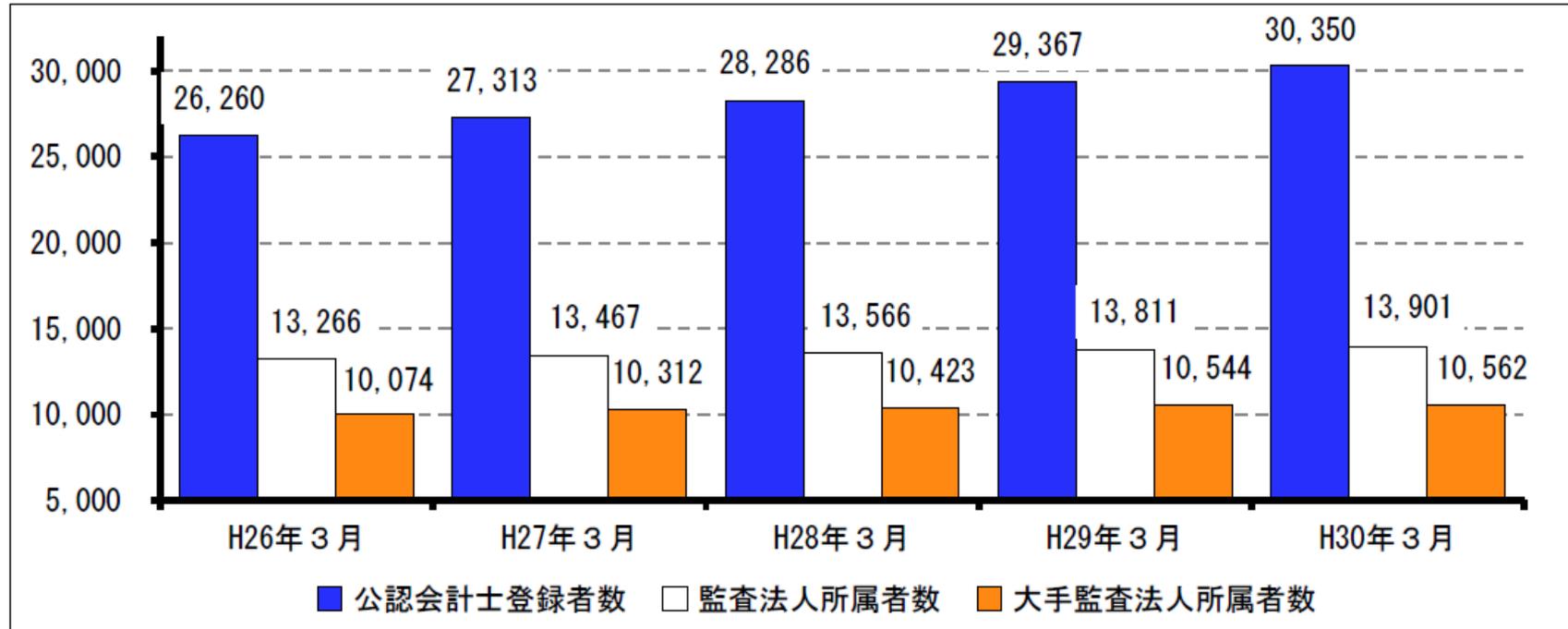
日本公認会計士協会『CPA
2016年版』1頁

Ⅲ-1 求められる会計人材

- 株式会社はもちろん、いかなる組織体においても、信頼しうる財務情報が適時に提供されなければ、経営者も投資者その他の関係者も適切な意思決定を行うことはできません。
- 財務情報の作成や監査を担う会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 経営者にとっても、会計に精通することにより、財務情報を通して組織の状況を把握できるので、会計の知識は必要です。
- 会計・監査の専門的能力や実務経験を有する公認会計士は、**最も必要とされる会計人材**です。それだけにと、社会の中で、いろいろな役割を果たすことができます。

Ⅲ-1 求められる会計人材

図表 I-1-1 <公認会計士登録者の数の推移（単位：人）>



（出典）協会、審査会（注）

（注）大手監査法人所属者数については、各監査法人から提出された業務報告書等より集計。

公認会計士・監査審査会『平成30年版 モニタリングレポート』
平成30年、10頁。

Ⅲ-2 監査法人等の中で

- 監査業務

- 法定監査 = 金融商品取引法に基づく監査や会社法に基づく会計監査人監査のほか、学校法人監査、労働組合監査、医療法人監査、社会福祉法人監査など、その範囲は広がっています。
- 任意監査 = 財務諸表に監査以外に、システム監査や情報セキュリティ監査なども行っています。

- IPO支援業務

- 税務業務

- アドバイザリー業務

- 大規模な監査法人では、監査法人を中核としたグループを形成し、グループの中に、税務業務を行う法人やアドバイザリー業務を行う法人を設立しています。

Ⅲ-3 株式会社等の組織の中で



Ⅲ-3 株式会社等の組織の中で

- 会計基準に精通した公認会計士は、経理や原価管理の担当者として、即戦力になります。
- 豊富な監査経験を持つ公認会計士は、監査役スタッフや内部監査担当者として適任です。
- 金融機関では、融資業務や資金管理・運用業務等において、会計・監査の知識は不可欠です。
- 官公庁でも、会計や監査（検査）の担当者として、会計や監査の専門家を必要としています。
 - 監査法人の監査を受ける際、監査法人と円滑なコミュニケーションをとることができます。
 - 組織の中で、会計や監査の知識を必要とする業務は数多くあります。営利組織だけでなく、非営利組織においても同様です。

Ⅲ-4 独立した専門職業人として

- 独立開業
 - － 公認会計士としてキャリアを積んだ後、自ら事務所を開業し、税務業務、監査業務、会計アドバイザー業務等を提供している人も数多くいます。
- 社外役員
 - － 上場会社の社外取締役や社外監査役に就任する公認会計士も多くなっています。
- 大学等の教員
 - － 大学・大学院の専任教員に就任する公認会計士も多くなっています。
 - － 他の業務の傍ら、大学・大学院の非常勤教員に就任する公認会計士もおられます。

おわりに

- 会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 公認会計士は、会計人材の中でも、高度の専門的知識と実務経験を有する者として認められた存在です。
- 上場会社等の監査は、公認会計士にのみ認められた大変重要な社会的役割です。
- 今日、多様な組織体が公認会計士を必要とするようになっていきます。

おわりに

- 公認会計士＝監査人では**ありません**。
IVで述べたように、さまざまな領域で活躍することができます。
- 公認会計士は、会計や監査の知識や経験という強みを生かして、グローバルにもローカルにも、自身のライフスタイルにも合わせて、さまざまな形で社会に貢献することができるのです。

ご清聴ありがとうございました

充実した大学生活を
送ってください